



日本酒造
杜氏組合連合会

東京都港区西新橋
1丁目6番15号
日本酒造虎ノ門ビル
TEL03(3501)0103 番

第60号

『戸塚森森林公園（花巻市石鳥谷町）から望む岩手の最高峰「岩手山」。南方富士とも称される。』

日本酒造杜氏組合連合会役員

参 事	相 談 役	〃	監 事	〃	〃	理 事	〃	副 会 長	会 長
菅 原 善 幸	平 野 保 夫	片 桐 清 司	照 井 俊 男	四 家 裕	梅 澤 努	小 松 正 史	中 川 博 基	石 川 達 也	直 町 昊 悦
(南 部)	(新 潟)	(新 潟)	(山 内)	(能 登)	(南 部)	(長 野)	(丹 波)	(広 島)	(南 部)

謹んで新春のお喜びを申し上げ
皆様のご多幸をお祈り申し上げます。



日本酒造杜氏組合連合会

会長 直町 昊悦

新年の御挨拶

新年あけましておめでとございます。ありがとうございます。

年頭にあたり酒造蔵元様をはじめ関係各位、会員の皆様に謹んで新年のお喜びを申し上げます。

新しい年を迎えるに当たり、今年も良い年であります様にと思っております。

昨年は新型コロナウイルスに健康や経済すべてが振り回され、新年に入ってもまだ続いており、一日も早く新型コロナウイルスの感染が収束し、やがて終息に向かう事を願ってやまない次第です。

さて、昨年六月二十三日、第五九回日杜連代議員会が日本酒造組合中央会で開催されました。

私事この度、会長という大役を担う事になりましたが、何分にも不慣れな事で石川副会長、中川副

会長、そして役員共々頑張つてまいりますのでよろしくお願い致します。

本年度、第二回役員会は新型コロナウイルスの件もあり、書面議決という形で行いました。

今年度も、十月十五日、日本酒造組合中央会において大倉会長様、岡本副会長様の御出席をいただき、日杜連より正副会長、宇都宮事務局長、白川事務局の出席のもと次の事項について陳情しました。

一、季節雇用者の清酒製造業退職金共済への加入等並びに永年勤続者への退職慰労金の支給について

二、酒造従業員の労働時間の改善について

三、酒造作業の安全について

四、酒造技能士の優遇方について

五、杜氏組合の加入促進について

新型コロナウイルスの影響で景気も低迷している昨今ですが、全国酒造従業員の安全、そして安心して働ける職場を目指しお願い致しました。詳しくは日杜連ホームページをご覧くださいと思います。

新型コロナウイルスで暗い話題が多い中、昨年は長きにわたり酒造りに精励され黄綬褒章を受章されました、日杜連副会長、中川博基様、前出

雲杜氏組合長、松本年正様、荣誉ある受章誠におめでとう御座います。

これも長年の日本酒造りのためまぬ努力の賜物であり、本人家族はもとより日杜連としても大変名誉な事で心からお祝い申し上げます。

今後、健康には十分気を付けられ後輩の指導、そして日本酒業界発展にご活躍されますよう様お願い致します。

寒い時節柄ですが、安全を第一に、作業中事故を起こさぬ様にし、頂き、國酒である美味しいお酒ができます事を祈念し新年の挨拶と致します。



日本酒造組合中央会

会長 大倉 治彦

年頭所感

新年にあたり、謹んでご挨拶を

申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の拡大の中、昨年も全国各地での豪雨、台風など被害が発生しました。特に、豪雨により甚大な被害に見舞われた熊本県球磨地方及び周辺地域の組合傘下の蔵元の方々並びにその家族の皆様によりお見舞い申し上げます。念申し上げます。

さて、最近の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大加速の影響で、個人消費、企業収益ともに厳しい状況にあります。また、先行きについても、今後の感染拡大ペースやワクチン・治療薬の普及時期等が不透明なことから、世界経済同様、不確実性が高く、回復のテンポも緩慢となっております。

このような状況のもと、我々業界を取り巻く環境は、酒類間の厳しい競争、飲食業界、ホテル・旅館等の営業自粛や制限等により悪化しており、海外への輸出環境も渡航制限や経済活動の抑制等で中国など一部地域を除いて改善していません。一方、感染拡大の中、新しいライフスタイルが求められ、家庭用の需要が増加傾向にあります。

我々中央会としては、全国都道府県の組合及び傘下の蔵元の皆様とともに、共助の精神のもと、業界一丸となり、当面、発信事業を中心に認知度向上と需要の喚起に取り組みとともに内外を取り巻く環境の変化にも対応していくよう努めていきますので、各組合及び傘下蔵元の皆様にはご協力をよろしくお願いたします。

我々中央会として取り組むべき課題について、重点事項を絞ってお話し上げます

1つ目は、國酒の国内外における需要振興等についてです。

私ども業界を取り巻く環境は、国内外の酒類間の競争の中、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大きく変化しています。われわれ中央会としても、國酒としての日本酒、本格焼酎・泡盛、みりん二種の魅力や価値のPR等について、重要度を増しているインターネット等を介した国内外の発信事業を強化し続けるとともに、各種イベントや展示会への参加など、可能性を探りながら検討・実施していくこととしています。

さて、令和3年は東京オリンピック・パラリンピックの年です。開催内容が明確になれば、国税当局

とも協議し、PR活動を実施していく予定です。その際には、國酒としてのPR活動となりますし、ホストシティとなつている地方自治体とも連携も考慮にいられて対応します。

また、日本酒については、国際的イベントの前後の日本酒フェア、日本酒で乾杯事業、きき酒選手権や大学の有志、同好会との連携を強化した二十歳からの日本酒等の事業は全国規模での事業としてバーチャルか、リアルか、ハイブリットか状況に応じて判断しながら、工夫をこらし実施していくこととしています。

本格焼酎・泡盛についても焼酎の日のイベント及びその前後の発信事業、ホテルバーメンズ協会とのカクテル事業等、日本酒と同様な対応をします。

全国各地の組合及び需要関係の傘下蔵元の皆様には、地方自治体等と協力関係の構築、全国的なイベントへの参加や各地でのきき酒選手権大会の予選会の開催、各地大学の有志、同好会との関係構築をお願いたします。

そのほか、家庭での消費拡大にもつながる季節に合わせた食文化とのコラボなど楽しく、國酒である日本酒、本格焼酎・泡盛を飲む

でいただくような発信事業や消費者参加型の発信事業にも取り組んでいくこととしています。

令和7年には、国際的なイベントとして大阪万博が開催されますが、その間、食文化を含む國酒の発信事業などを積み上げて、開催の際には國酒が世界に注目されるように検討していくこととしています。

國酒については、政府のクールジャパン戦略、農林水産物の輸出促進戦略のご支援をいただいておりますが、令和2年7月17日に閣議決定された政府の「成長戦略フォロアアップ」において、日本酒等のユネスコ無形文化遺産への登録を視野に調査が開始されています。われわれ中央会としては、麹を使った醸造技術の観点から本格焼酎・泡盛を含んだ文化としての対応を政府にお願いするとともに、その保存・活用の担い手となる全国各地の組合及び傘下蔵元のご理解とご協力をお願いたします。

さらに、その成長戦略フォロアアップの一環として、同年11月30日に関係閣僚会議で決定された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において輸出重点品目と輸出目標が定められ、日本酒、本格焼酎・泡盛もその中に含まれています。

我々中央会としては、毎年フォロアアップを行っている日本酒輸出協議会の「日本酒の輸出基本戦略」及び中央会独自の「本格焼酎・泡盛の輸出基本戦略」に沿って、主要国際空港等におけるPR活動、國酒の文化的価値の発信など、政府または各国ソムリエ協会やレストラン協会等関係団体と連携して認知度の向上を図ります。大規模展示会等の場を活用し、情報発信や蔵元の販路拡大の取組を支援したり、海外に設置したサポーターズスクを活用し、現地市場の情報収集や情報発信、蔵元の販路拡大の取組を支援し、消費者市場の拡大を図るとともに、政府関係者に国外の流通市場の拡大に向けた取組を要望していきます。

さらに販路拡大という観点から、わたしどもの酒造協同組合が活用できるか検討していきます。

全国各地の組合及び傘下蔵元の皆さまには、われわれ中央会の各種支援事業への参加とともに参加者の方々と協力してPR活動を実施していきますので、ご協力をお願いいたします。

また、政府間においては、英国の「離脱手続きが進む中での当年令和2年10月には日英EPA（経済連携協定）の締結がされ、関税

は日巴と同一内容、非関税措置は単式蒸留焼酎の容量緩和、地理的表示においても日EU・EPAに継続したGI「日本酒」等の英国での保護が図られています。また、令和2年11月には、ROEPR地域的な経済連携協定が首脳会議で署名され、清酒に対する中国・韓国の関税が現行40%、15%から21年、15年かけて均等に段階的に廃止、焼酎に対する中国・韓国の関税が現行10%、30%から21年、20年かけて均等に段階的に廃止されます。なお、発効は令和3年以降となります。

一方で、日本酒については東日本震災の原発事故による10都県にかかる中国の輸入規制や例えば、アルコール添加に対する取扱いなどの非関税障壁などの課題があり、また、本格焼酎・泡盛についても、米国ニューヨーク州、カルフォルニア州の本格焼酎・泡盛の販売にかかる差別措置の問題があり、われわれ中央会としては、政府関係者に緩和・解除・排除に向けた支援を引き続きお願いします。全国各地の組合及び傘下蔵元には、非関税障壁や規制について情報の提供及び共有化をお願いします。

加えて、政府が進めるブランド戦略の一翼を担う国内の地域GIの

取得促進は、高付加価値な商品ばかりでなくリーズナブルな商品に市場に提供・促進していくためにも必要なことと思われ、ことさらにわれわれ中央会も協力していくこととしていきます。全国各地の組合及び傘下蔵元のご協力をお願いします。なお、本格焼酎・泡盛の関税については、現在、国税当局と協議している最中でありま

す。2つ目は、税制改正についてで

酒税法の改正では、まず、税制調査会等、税制改正に携わっていただいている関係者の皆様に感謝申し上げます。昨年10月1日の清酒減税により、果実酒との格差が縮小し、令和5年10月には、再度、清酒酒税により、果実酒と税率の一本化が予定されています。各組合及び傘下蔵元の皆様には、経営の基盤確立という観点から中長期の戦略を見据えた対応をお願いします。われわれ中央会としても、今後は、租税特別措置法第87条の適用期限が近づいてきますので、全国の各組合とともに中小・小規模企業からなる業界構造に配慮した「國酒」にふさわしい制度改正となるよう、今後の税制改正議論に対応して引き続き関係当局等に要望

していきます。

令和2年12月には、与党の令和3年度税制改正大綱がとりまとめられ、われわれ中央会が要望した「東日本大震災の被災酒類製造者における酒税の一部減免」が盛り込まれました。

また、令和3年4月1日から施行される「輸出用清酒製造免許の取扱い」については、全国各組合からご意見、ご要望を受け、われわれ中央会として国税当局と意見交換を重ねてきました。今後は、令和2年末に実施されたパブリックコメントを考慮して国税当局から具体的な取扱いが示される見込みと承知しています。今後とも、運用面から注視していきます。

3つ目は、原料米についてです。新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外の需要減少から令和2年産米については、全国各地の組合及び傘下蔵元から購入計画どおりの引き取りができないなど、大きな影響が出てきています。

我々中央会は、全国各地の組合との間で原料米問題について速やかな情報共有を図るとともに、日本酒造協同組合傘下の原料委員会を通じて、農林水産省及び全国農業協同組合に現在の厳しい状況

を伝え、適切な対応等を講じていただくように要請してきたところです。

農林水産省においては、「水田活用の直接支払い交付金」及び「米穀周年供給・需要拡大支援事業」を拡充し酒造好適米の保管経費の支援や酒造好適米の加工用・米粉用への転換、日本酒の消費拡大支援を講じていただき、また、全国農業協同組合連合会においても各種支援策等をいただいたところで

す。今後とも、我々中央会は、全国各地の組合及び傘下蔵元における原料米等の状況を踏まえ、全国の各産地との間の情報共有を図りながら、原料米調達ができるよう努めることとしています。また、焼酎用及びみりん二種類の原料についてもそれぞれの業界の状況を踏まえ、安価で安定的な原料調達ができるように努めていきます。

原料米の情報共有及びその情報に基づく活動については、全国各地の組合及び傘下蔵元のご協力をお願いします。

4つ目は、業界を取り巻く法律及び制度改正への対応です。食品表示法に基づく食品表示基準については、令和2年4月以降に

出荷される酒類・酒粕等を含む食品の表示基準が大きく改正施行・適用されています。また、令和4年3月末には原料原産地表示の経過措置期限が到来します。

次に、食品衛生法等の一部改正に伴い、酒類製造業者においてはHACCPに沿った衛生管理の義務化が令和2年6月1日より施行され、経過措置は令和3年6月までとなっています。

また、働き方関連改革法についても、順次施行されています。

我々中央会としても、業界を取り巻く各種法律及び改正につきましては、全国各地の組合及び傘下蔵元の皆様には注意喚起するとともに、情報提供させて頂いていただいております。その共有が図られているところですので、適切な対応をお願いいたします。もし、対応等でお困りな点等全国的に共有すべきことがあれば、当会にお問い合わせください。

最後になりますが、全国各地の組合及び傘下の蔵元の皆様には、新型コロナウイルス感染症への対策として、酒類業中央団体連絡協議会で作成した「新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」に沿った対応をよろしくお願いたします。



日本酒造社氏組合連合会

副会長 石川 達也

新年のご挨拶

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

関係各位及び日杜連会員の皆様には、平素より日杜連の運営、活動に対して深甚なるご理解と格段のご協力を賜り、誠にありがとうございます。昨年の役員改選において、平野前会長が勇退され、直町新会長以下、新体制での日杜連がスタートしました。引き続き本年も、日杜連を盛り立ててくださいますようお願いいたします。

日杜連会員の皆様は、酒造最盛期を迎えられ、年始とは言え日夜酒造りの業務に精励されていることと存じます。今期も事故や災害などがなく、皆様にとって実り多きシーズンとなることを心より

祈念しております。

さて、昨年は、新型コロナウイルスの感染が世界的に広がり、社会全体に大きな影響を与えました。その対策として、飲食店の営業や人の移動が断続的に制限を受け、それは今後も続きそうな情勢です。飲食店が客数や売り上げを減らすのに伴い、わが酒造業界も大きなダメージを被ることとなりました。しかも、まだ先は見通せず、不安を抱えて令和三年に突入しました。

しかし、そういう状況を嘆くばかりではなく、酒というもの、その存在意義を見つめ直し、自分たちが造る酒のありようを模索する良き機会でもあると前向きにとらえたいものです。

このような未曾有の事態の中で、図らずも、酒がどういうものかがハッキリした、と私は見えています。

飲食店の営業時間短縮や多く人数での会食自粛は要請されたものの、個人の飲酒自体が制限されたことはありません。しかし、酒類にもよりま

すが、酒の消費は落ち込みました。

酒を味わうというだけでなく、自宅にて一人で飲んでも愉しめる。しかも、飲食店で飲むのと同じ酒を買って帰れば、はるかに安く飲むことができる。したがって、酒の消費がキープされたりアップしたりしてもおかしくないはずですが、ところが、そうはならなかった。人は、わざわざ飲食店へ出向き、店の利益を乗せした金を払って酒を飲んでいるのです。

いわゆる家飲みだけでは消費を維持できなかった事実から、酒が、必ずしも酒自体の魅力だけで飲まれていたわけではなかったことが明確になりました。多くの人が、一人家で酒を飲むとは思わず、人と語らいながら飲みたい、お店の料理や雰囲気を感じながら飲みたい、と思っただけです。それはつまり、酒は酒単独で存在するものではなく、人や料理、雰囲気などとの関係があつてこそ、その魅力をより発揮できるものだということの証しだと言えます。

す。
 酒の造り手や売り手には、酒の価値は酒という液体の中にあると意識している人も多いでしょう。しかし私は、酒の価値とは酒自体の中にあるのではなく、そんな関係の中にある、あるいは、関係によつて変わり得るものだととらえています。したがつて、嗜好品としての酒質を向上させる努力のみだと、日本酒の復権は難しいのではないかと考える次第です。

おいしさという感覚的な快楽ももちろん酒の魅力のひとつですが、それがすべてではありませんし、酒の最大の価値でもありません。

室町〜江戸時代の「酒の十徳」(何種類かある)には、おいしさについての文言は入っていません。その代わりに、

- ・百薬の長
- ・寿命を延ばす
- ・愁いを払う玉箒
- ・労を助く
- ・独居の友となる
- など、まさにコロナ禍の今だからこそ酒が社会に貢献でき

る要素が並びます。もしそのような効用が社会全体の共通認識だったら、酒は、危機的状況では必要とされない単なる嗜好品ではなく、社会から切実に求められる必需品だったはずですが、ですから私たち酒の造り手も、おいしさを追究して味覚や嗅覚といった感覚に訴えるだけでなく、心や体に響く酒を造り、酒が必需品として復権することを目指す。

「酒の十徳」には、ほかに
 ・位なくして貴人と交わる
 ・万人と和合す
 といった、人と親しみ、縁を結ぶ効用も上げられています。

今は、人と会つたり集まつたりしにくい状況ですが、ワクチンや葉が開発され、また以前のように人と自由に接することができるようになったとき、酒が最強のコミュニケーションツールとしての役割を果たせるよう日々の酒造りに励みたいものです。

そんな日々が戻つて来ることを祈りつつ、日社連とし

ましても、全国の杜氏や蔵人たちが生き生きと酒造りに打ち込める環境作りを模索してまいる所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。

末筆ではございますが、この一年、災害や事故などなく、皆様のご健勝のうちにお祈り申し上げます。年頭のご挨拶といたします。



日本酒造杜氏組合連合会
 副会長 中川 博基

年頭のごあいさつ

あけましておめでとうございませす。
 新しい年を迎えるにあたり、組合員様、並びに関係各位様の益々の発展と、御健勝を祈念申し上げます。

昨年より全世界に広まる、新型コロナウイルスが流行して猛威を振るっている今日この頃ですが、政府の要請等の従い毎日の日本酒醸造に専念してほしく思います。
 昨年五月に日本酒造杜氏組合連合会の役員改選がありました。

直町昊悦会長(南部杜氏協会)及び石川達也副会長(広島杜氏組合)と、不肖の私が副会長(丹波杜氏組合)に任命され、その責務の重大さに身の引き締まる思いを致している所でありますが、会長をはじめ、役員の皆様のご協力で本日まで無事遂行させて頂きましたこと、改めまして感謝申し上げます。

これからも微力ではございますが、誠心誠意努力精進致す所存であります。何卒よろしくお願いを申し上げます。

さて、昨年は不要不急の外出自粛や催し物の中止など、新型コロナウイルスに左右された一年であったかと思えます。未だ日本各地でクラスターの発生など感染拡大が続いておりますが、早くこれに対処し得るワクチンが開発され、従来の生活に戻ることを祈るば

かりです。

日本酒市場について、海外輸出振興を政府が支援していただく中、日本酒輸出が近年伸びて来ていますが、国内消費については、一部、特定名称酒が踏みとどまっていますが、一般のレギュラー酒の消費は少なくなって来ています。各酒造会社でPRされていますが、更に消費拡大に本腰を入れなくては、國酒と日本の文化が忘れられてしまう懸念がします。

大変厳しい現状の中、酒造組合中央会におかれましては、消費者嗜好の多様化に対して様々なタイプの清酒の提供から呑み方の手ほどきまで、並々ならぬご努力が伺われます。

日本酒の長期低迷脱却に向けて、全国各社に特段の復活をお願いして、私達杜氏にも課せられた責任も最も重要であります。

最後になります。酒造期の最盛期に指しかりますが、事故等々の無き万全の注意をして頂き、寒さ厳しい折、ご健康には充分ご留意して頂きまして、本酒造期を有終の美を飾られて、最良の年でありますよう祈念申し上げます。年の挨拶とさせていただきます。

日本酒造杜氏組合連合会を始め各組合の皆様には、日頃より清退共制度の運営に当たり一方ならぬご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

清酒製造業退職金共済制度

からのお知らせ

＝退職金の請求手続きを忘れていませんか？＝

お陰様をもちまして清退共制度には令和元年十月末現在で約千八百事業所に加入頂き、累計でおよそ四万二千の方々に二百十七億円に上る退職金をお支払いしております。その一方で、加入頂いている従業員のうち、共済手帳の紛失や手続きの失念等により、共済手帳の更新や退職金の請求をされていない方もいらっしゃると思います。このため、当事業

本部では平成十八年度より、三年以上手帳更新がなく、かつ、掛金納付月数が二十四月以上の退職金受給資格のある被共済者について、長期未更新者調査を実施するとともに、平成二十一年度からは

被共済者の住所確認等を行い、退職金の請求漏れなどが発生しないよう努めているところです。今後とも、退職金支給の確実な実施を図るため、共済手帳への住所記載等につきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、清退共の共済手帳は、上部を切り離すと「被共済者控え」となり、事業主様よりお受け取りいただきますようお願い申し上げます。また、もしも加入漏れの方がいらっしゃいましたら、清退共への加入申込をお願いいたします。

その他、共済手帳の紛失や手続きの失念等、お困りの点やご不明な点がございましたら、ご遠慮なく左記までお問い合わせください。

清退共制度に関するご照会先

清酒製造業退職金共済事業本部

〒一七〇一八〇五五

東京都豊島区

東池袋一丁目二十四番一号

電話 〇三―一六七三―

FAX 〇三―一六七三―

http://seitaiyo.

taisyokukin.go.jp/

第五十九回

日社連代議員会より

令和2年6月23日に日本酒造組合中央会会議室において、第59回代議員会が開催され、下記の議案審議を行い、全て承認されました。
①令和元年度事業報告について
②令和元年度会計収支決算書について
③令和2年度事業計画案について
④令和2年度会計収支予算案について
⑤令和3年度一般会費負担並びにその徴収方法案については、(昨年度と同額) (詳細については、第59回代議員会会議録要旨をご参照下さい)
*新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の日程から開催延期し6月23日の開催となりました。
*日社連WEBサイトには、日社連の基本情報等を掲載しているほか、会員専用ページを設けて組合員の皆様で様々な情報交換を出来るページを設けておりますので、併せてWEBサイトをご覧いただければ幸いです。(https://nitoren.com/)



日本酒造組合中央会 への陳情より

役員会にて決定した「酒造従業員
の労働環境改善に関する陳情」につ
いて、令和2年10月15日に日本酒造
虎ノ門ビル2階にて、日本酒造組合
中央会の大倉会長、岡本副会長あて
陳情を行いました。

本会からは、直町会長、石川副
会長、中川副会長、事務局が出席
し、労働環境の改善について、以
下の5つの項目について陳情を行
い。その後、意見交換をさせて頂
きました。

- ① 季節雇用者の清酒製造業退職金
共済への加入等並びに永年勤続者
への退職慰労金の支給について
- ② 酒造従業員の労働時間の改善につ
いて
- ③ 酒造作業の安全について
- ④ 酒造技能士の優遇方について
- ⑤ 杜氏組合未加入者の加入促進につ
いて



「日本酒造杜氏」認定について
申請書類提出期限
令和3年4月23日（金）

(2) 称号認定審査会
令和3年5月下旬を予定
*令和元年度までの認定者数
415名（内女性8名）

令和元酒造年度 酒造従業員実態調査より

令和元酒造年度酒造従業員実態
調査にあたり、ご協力を頂きました
杜氏各位、お世話いただきまし
た単位組合に厚く御礼申し上げます

す。

本年度の調査表提出数は前年よ
り26通減の255通、杜氏700人に対し
て36%の提出率となりました。

本資料は日本酒造杜氏組合連合
会の事業を進めていく上で重要な
データであり、酒造従業員の労働
条件や就業環境の改善等に果たす
役割は極めて大きなものがありま
すので、今後ともご協力の程よろ
しくお願い申し上げます。

特に、ここ数年調査票の提出率
が下がってきており、調査項目も
回答がしやすいよう改善を行いま
したので、可能な限りご協力いた
だき（回答可能な項目のみで可）、
提出率向上にご協力下さいますよ
う重ねてお願い申し上げます。

令和元酒造年度の調査対象者は、
昨年比べ409名減の1,753名となりま
した。

(1) 従業員の年齢構成
季節雇用者をみると、60～69歳
の割合が27.5%（昨年27.9%）と最も
多く、次いで70歳以上が22.9%（昨

年14.7%）、40～49歳が19.1%（昨年
17.5%）と続き、60歳以上で約半数
を超えている状況にある。

年間雇用者をみると、60歳以上
の割合が9.3%と少なく、会社規定
（定年）で退職する方が多いことが
推測できる。

(2) 平均年齢
杜氏及び従業員の平均年齢は次
のとおりとなった。

○杜氏 季節雇用 62.2歳（昨年64.4歳）
年間雇用 49.1歳（昨年48.6歳）

○従業員 季節雇用
組員 57.8歳（昨年56.5歳）
非組員 56.6歳（昨年51.5歳）
年間雇用
組員 43.7歳（昨年43.7歳）
非組員 41.4歳（昨年42.8歳）

(3) 技能士手当
技能士手当受給者は、全国平均
で13.6%であり、前年度対比0.1%減と
なった。

(4) 賃金状況
全国の平均賃金は次の通りと
なった。

○全従業員年齢構成表

		30歳未満	30歳以上	40歳以上	50歳以上	60歳以上	70歳以上	計	
季節雇用者	組合員	人数	6	17	33	29	43	173	
		構成比	3.5%	9.8%	19.1%	16.8%	24.9%	26.0%	100%
	非組合員	人数	2	6	12	12	22	9	63
		構成比	3.2%	9.5%	19.0%	19.0%	34.9%	14.3%	100%
	計	人数	8	23	45	41	65	54	236
		構成比	3.4%	9.7%	19.1%	17.4%	27.5%	22.9%	100%
年間雇用者	組合員	人数	68	137	182	108	44	3	542
		構成比	12.5%	25.3%	33.6%	19.9%	8.1%	0.6%	100%
	非組合員	人数	115	129	134	73	42	7	500
		構成比	23.0%	25.8%	26.8%	14.6%	8.4%	1.4%	100%
	計	人数	183	266	316	181	86	10	1,042
		構成比	17.6%	25.5%	30.3%	17.4%	8.3%	1.0%	100%

○全国役職別平均賃金（季節雇用調査）

（単位：円）

役 職	杜 氏	杜氏補佐	三 役	役 人	一 般	女性組合員
平均賃金（日給）	21,601	14,738	13,203	12,026	9,825	7,858
【参考】 要望賃金	27,942	16,437	15,354	14,525	13,688	-

この道一筋 栄えある受章

いずれもこの道一筋酒造りに夢をもとめ情熱を傾けて、長い間努力されてこられた功績を認められ、栄えある受章となりましたことは会員一同心よりお祝い申し上げます。

今後、後輩の指導をお願い申し上げると共に、ご健康に留意され、酒造業界の発展のために尽力されますことをお祈り申し上げます。

黄綬褒章

丹波杜氏組合

中川博基 鳳鳴酒造(株)

出雲杜氏組合

松本年正 簸上清酒(名)

全国卓越技能者表彰（現代の名工）

会津杜氏会

殿川慶一 東日本酒造協業組合

（一社）南部杜氏協会

多田信男 磯自慢酒造(株)

文化庁長官表彰

広島杜氏組合

石川達也 (株)月の井酒造店

* 文化活動で優れた功績をあげた者を表彰するもので、杜氏としては初の受章者。

酒類の表示の適正化について

商品の表示事項に関して、ラベルの張り間違え等の単純な誤りでも、消費者の信頼を簡単に損なってしまうことがあります。

日本文化の粹たる「國酒」の製造に携わっている技術者として、酒類の表示の重要性を改めて認識し、法令に準拠した適切な表示を行うことにより、消費者の信頼を損なうことのないよう努めましよう。

酒造作業の安全及び

事故報告について

毎年、日本酒造組合中央会へ酒造作業の安全に関する陳情をしており、労使双方の協力のもと安全教育と安全な作業環境づくりとで事故発生を0にすることを話し合っております。

組合員の皆さんも会社の安全教育には積極的に参加し、指導事項を守り事故・災害に遭わないよう心がけましょう。また、万一事故・災害が発生した場合は、所属する杜氏組合に事故報告をお願いいたします。同様の事故・災害が発生しないよう各組合にフィードバックいたします。